

9 地域材の利用拡大に向けた取組への支援について

森林は、木材生産をはじめ、山地災害の防止や水源の涵養のほか、二酸化炭素を吸収することによる温暖化防止など、多面的機能を有しており、戦後造林された人工林を中心に、本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を積極的に利用していくことが重要な課題となっている。

また、森林資源を有効に利用することは、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられている「持続可能な森林経営の推進」にもつながるものであり、この目標の達成に向けた取組が、地方創生の実現に資するものとして、国においても推進を図っているところである。

こうした中、各自治体においては、地域材の利用拡大に向け、東京オリンピック・パラリンピック施設整備への木材供給や公共建築物の木造化・木質化などに取り組んでいる。

しかし、平成31年（2019年）10月に予定されている消費税の増税や東京オリンピック・パラリンピック施設整備の後における需要の落ち込みが懸念されることから、住宅・公共建築物等への利用促進や、木材の生産から加工・流通に至る供給体制の整備など、地域の実情に応じたきめ細かい取組を進めることにより、これまで以上に地域材の利用拡大を図ることが必要である。例えば、ブロック塀の代替として地域材を使用した塀の設置を推進することで、街の景観や安全性が向上するとともに、地域材の需要喚起につなげることができる。

そのため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金等による更なる支援策を講じられるとともに、こうした地方創生に資する取組を進められるよう地方創生関係交付金等について十分な財源を確保されたい。